

お知らせ

令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害にかかる災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された海南市、紀美野町、九度山町において被災された次の方は、パスポートの発給手数料減免のための申請をすることが可能です。

対象者「全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方」で、「被災地に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた方」

減免対象の申請区分

全ての申請区分（紛焼失届を伴う新規発給を含む。）

減免割合

全額免除（一災害あたり全ての申請区分において1回限り。）

減免申請に必要な書類

発給申請書等、通常の申請書類に加えて次の書類が必要です。

- (1) 罹災証明書（全壊、半壊、床上浸水の被災事実を証明するための書類）
- (2) 住民票の写し又は戸籍の附票（災害発生時の居住地を証明するための書類）

減免期間 災害救助法又は被災者生活再建支援法適用日から原則1年

※ オンライン申請は対象外ですので、紙による申請をお願いします。